

【中央区】

ごみ収集につきましては、その地域毎の収集量を基に配車（収集台数の決定など）しておりますが、ごみの収集量が減少していることから収集ルートの見直しが避けられない状況であります。つきましては、下記のとおり収集ルート等を変更させていただきますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、該当している排出事業者様には、既に別途ご案内しております。

◆ 変更開始日 **令和7年4月1日(火)**から

◆ 対 象 住 所

☆ **伝票収集**^{※1}の排出事業者様はこちらをご参照願います。

住 所	びん・缶・ペットボトル
南3～8条9～10丁目	毎週 火・金曜日に統一します。 (収集方法は、ご予約をいただいてからの収集など排出事業者様により異なります。)

※1 契約書の締結による収集方法です。ごみの収集時にその都度計量、ごみの収集伝票を発行し、締め日ごとに請求書を発行します。

☆ **事業所用プリペイド袋**^{※2}をお使いの排出事業者様はこちらをご参照願います。

住 所	資源物・燃やせないごみ（黄色）
南3～8条9～10丁目	毎週 火曜日に統一します。 (収集方法は、ご予約をいただいてからの収集など排出事業者様により異なります。)

※2 収集運搬料金を含んだ専用ごみ袋（プリペイド袋）を使用してごみを排出する方法です。